

令和4年度第2回松本市地域包括支援センター運営協議会
次 第

日 時 令和5年2月16日(木)
午後1時30分～
会 場 松本市役所 大会議室
(本庁舎3階)

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 協議事項

- ア 令和5年度松本市地域包括支援センター運営方針(案)について 資料1
イ 介護予防支援業務の居宅介護支援事業所への一部委託について 資料2

(2) 報告事項

- 松本市重層的支援体制整備事業の開始に伴う体制について 資料3

4 閉 会

令和5年度松本市地域包括支援センター運営方針について（案）

1 地域包括ケアシステムの推進方針

- (1) 高齢者等が住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けられるよう、医療と介護、生活支援サービスが一体的に提供できる取組みを、関係機関や地域住民等と連携して進めます。
- (2) 地域住民の参画と協働により、地域共生社会の実現を目指します。

2 重点的に行うべき業務方針

(1) きめ細かな総合相談の実施

ア 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、身近な窓口として、地域包括支援センターの専門職がそれぞれの専門性を活かしながら、相談対応をします。また、高齢者以外のケースについて相談を受けた場合、地区担当保健師等の福祉専門職につなげます。

イ 家族介護者の「相談支援ニーズ」にできるだけ早期に気づき、支援するための取組みを行います。

(2) 介護予防・重度化防止の推進

健康を維持し生きがいを持って元気に活動的な生活が継続されることにより本人のQOL向上を目指し、介護保険サービスを使っていない方はもちろん、使うようになって、セルフケアに取り組む等、健康の保持増進に努めることや、地域とつながりを持ち、身近な通いの場等に参加・活動することが介護予防(フレイル予防)になることから、これらの重要性について、民生児童委員等を中心に、地域住民へ啓発します。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を関係課と連携して進めます。

(3) 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

ア 自立支援に基づいた介護予防プラン等の作成を推進します。

イ 医療と介護の専門職の視点を入れ、モニタリングや評価を適切に行い、自立支援・重度化防止を進めます。

ウ 介護保険サービスの利用のみならず、セルフケア、地域とのつながりや社会資源の活用等も意識したケアマネジメントを行います。

(4) 権利擁護の推進

ア 高齢者虐待対応

地区担当ケースワーカーや健康づくり課保健師などの関係者と連携し、高齢者虐待の早期発見や高齢者の支援・安全確保などの早期対応、早期終結、さらに、養護者支援に取り組みます。

支援方針の決定やモニタリングのため、随時コアメンバー会議や必要に応じて外部の法律関係者を交えた定例コアメンバー会議等を活用し、虐待対応の体制強化に努めます。

地域住民や介護サービス事業所等に対し、虐待の早期発見・防止の周知啓発を更に進めます。

イ 成年後見制度利用促進

一次相談機関（高齢者の総合相談窓口）として、中核機関である高齢福祉課や成年後見支援センターと連携し、制度を広く周知し浸透を図り、必要な人が制度を利用できるよう努めるとともに、制度利用の前後に関わらず、本人の意思に寄り添った「意思決定支援」を行います。

また、後見人等審判確定後も、本人・後見人等・支援機関をひとつのチームとして連携し、地域包括支援センターは、そのチームの一員として、客観的かつ包括的に支援します。

(5) 認知症施策の推進

認知症施策推進大綱に基づき認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」の考え方を踏まえ、認知症地域支援推進員を中心に、地域の実情に応じた取組みを進めます。

本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）の整備に向けて、認知症サポーター養成講座の継続開催、ステップアップ講座の開催、その他地区単位の研修会等を開催し、より身近な地域での本人の社会参加を進めます。また、まつもとミーティング開催支援を継続して行います。

認知症思いやりパスブック（認知症ケアパス）等を活用した相談の充実と、認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センターをはじめとする、医療・介護の関係機関や地域の関係者との連携による早期発見・早期対応を目指します。

また、個別地域ケア会議等を積み重ねることにより、地域住民の認知症に関する理解を深めます。

(6) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護を切れ目なく提供するために、地域包括支援センター単位の多職種連絡会等や事例検討会、地域ケア会議（個別地域ケア会議・自立支援型個別ケア会議）を開催するとともに、入退院連携ルールと多職種連携シートの活用を図ります。

また、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）（人生会議）と「松本市版リビングウィル（事前指示書）」の継続的な周知を町会や地区単位で行います。

(7) 災害・感染症対策等対応の強化

大規模災害の発生や感染症の流行に備え、BCP（業務継続計画）の策定や随時見直しを進めるとともに、平時から関係機関や介護サービス事業所等との連携に努め、業務継続に向けた取組みを推進します。

3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

地区関係職員による地区支援企画会議やまちづくり協議会、地域づくりに関する各種会議、また地域包括支援センター単位の多職種連絡会や個別地域ケア会議等を通じて、ネットワークの強化に努めます。

4 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

(1) 介護支援専門員のニーズを反映した勉強会や意見交換会等を開催し、利用者の自立支援・重度化防止を目的として、地域の幅広い活動の情報提供を行う等、適切なサービスが効果的に提供できるよう支援します。

(2) 困難ケースやケアマネジメントに係る介護支援専門員の相談に応じられるよう、職員の資質向上に努めます。

5 地域ケア会議等の運営方針

(1) 個別の事例をもとに開催する「個別地域ケア会議」、「自立支援型個別ケア会議」を積極的に開催し、個別課題の解決、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメント支援につなげます。

(2) 「個別地域ケア会議」、「自立支援型個別ケア会議」等の積み重ねにより地域課題が把握された場合は、地域づくり関係者と調整のうえ、適切な会議体等に提案を行い、課題解決に向けて協働します。

6 市との連携方針

定期的に開催する専門職種会等を通じて、地域包括支援センター間や基幹包括支援センターとの情報共有を図り連携を強化するとともに、市の関係課や様々な関係機関と連携しながら、担当地域の実情やニーズに基づき業務を実施します。

7 個人情報の取扱いに係る方針

地域包括支援センターが有する個人情報を業務以外の目的で使用したり、第三者に漏れることのないよう関係法令等を遵守し、情報管理の徹底を図ります。

また、相談時には、利用者等のプライバシーが確保されるよう配慮し、環境整備に努めます。

8 公正・中立性確保のための方針

介護予防サービス計画の作成や介護サービス事業所の紹介等にあたっては、本人や家族の意向を踏まえ、地域包括支援センター職員の研修会や専門職種会等による自己研鑽、自立支援型個別ケア会議における専門職からの助言をもとに、公正・中立性を確保します。

9 住民への周知・啓発の実施方針

地域の身近な高齢者等の相談窓口として地域包括支援センターの円滑な利用を図るため、センターだより等を活用し、センターの役割や取組み、連絡先等について、住民や関係機関に対し積極的な周知に努めます。

介護予防支援業務（地域包括支援センターにおけるプラン作成業務）の
居宅介護支援事業所への一部委託について

1 趣旨

標記業務の委託先の選定について、松本市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第3条第1項及び厚生労働省老健局 平成30年5月10日発「地域包括支援センターの設置運営について」に基づき、運営協議会の承認をお願いするものです。

2 委託先について

令和4年7月7日に開催しました、令和4年度第1回運営協議会以降に、下記の事業者から受託の申し出がありました。

この事業者は次の委託要件を備えていることから委託するものです。

- (1) 中立性、公正性が担保され、受託する予防給付及び介護予防・生活支援サービス事業に係るケアマネジメント業務の円滑な遂行ができる能力のある事業者である。
- (2) 原則、市町村が介護保険法に基づいて指定し、要介護者に対して介護給付のケアプランの作成を行う居宅介護支援事業者である。

3 委託後の対応について

業務委託の要件を維持し、適正なケアマネジメント業務が行われるよう、地域包括支援センターと各事業者との連携を密にするとともに、研修の受講等の指導を行ってまいります。

4 その他

当業務の委託先については、今後も居宅介護支援事業者の動向により承認をお願いしてまいります。

番号	介護保険事業者番号	居宅介護支援事業所名	所在地
1	1172504308	居宅介護支援事業所ケアカレッジ	埼玉県所沢市三ヶ島 5-1445-6
2	1172505354	夢くらぶ居宅介護支援事業所	埼玉県所沢市小手指元町 2丁目 29-120

(報告事項)

松本市重層的支援体制整備事業の開始に伴う体制について

1 趣旨

8050問題やヤングケアラーなど複雑化・複合化した支援ニーズに対し、制度や分野を超えた包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援などを一体的に行う、松本市重層的支援体制整備事業を令和5年度から実施するにあたり、今後の体制について説明するものです。

2 経過

2. 6 国が社会福祉法を一部改正し、重層的支援体制整備事業を創設
3. 2 松本市地域包括ケア庁内推進会議で、事業の実施について協議以降、庁内関係課ワーキングチームで検討を開始
- 8 第4期松本市地域福祉計画策定（計画年度：令和3年度～7年度）
4. 5 松本市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）へ重層的支援体制の構築に係る多機関協働及び生活支援のあり方について諮問
- 9 松本市厚生委員協議会において、松本市重層的支援体制整備事業実施計画の策定を報告
- 1 2 松本市地域包括支援センターの運営に係る委託法人との意見交換会にて報告

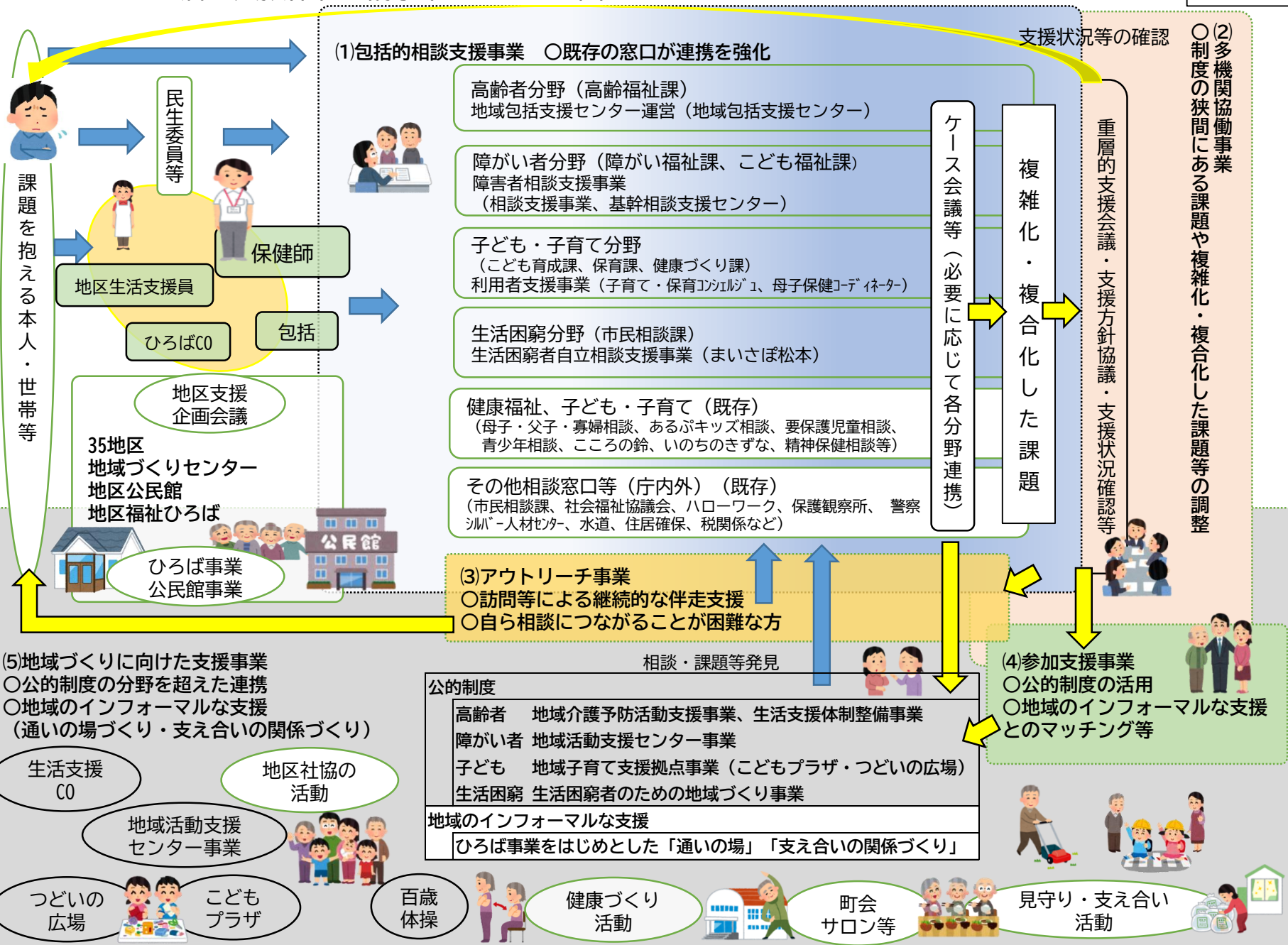
3 令和5年度松本市重層的支援体制整備事業の体制について（資料3-1・2）

- (1) 35地区の身近な相談場所（地域づくりセンターや福祉ひろば等）において、地区担当職員（保健師・地域包括支援センター・地区生活支援員・福祉ひろばコーディネーター）がチームとなり、ワンストップで相談を受ける。
- (2) 保健師が、地域づくりや地区担当職員のコーディネーター役となる。
- (3) 第1層生活支援コーディネーターの機能は、生活支援体制整備事業の担当課が担う。
- (4) 地域包括支援センターは、ケース対応を中心に、日ごろの業務から得た高齢者以外の情報についても、保健師、地区生活支援員や福祉の専門職・専門機関へつなぎ、必要に応じて伴走支援を行う。
- (5) 3課以上がかかわる困難なケースや、担当部署が未定のケース等については、多機関協働事業担当が旗振り役となり、支援会議等で支援方針を決定し、チームで支援（参加支援・アウトリーチ）を行う。
- (6) 地域で見守り、社会へのつながりをおしや孤立予防のために、今までの制度に縛られない様々な地域の活動を作る。（地域づくりに向けた支援事業）

4 今後の予定

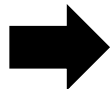
5. 2. 庁内外の関係職員の研修の実施
2. 社会福祉審議会の答申を受け、松本市重層的支援体制整備事業実施計画策定
2. 厚生委員協議会へ報告

重層的支援体制整備事業のイメージ図



【重層的支援体制整備事業の流れ】

- 引きこもり
- ヤングケアラー
- 障がい者手帳を所持していない未就労者
- 8050世帯 などの個人および世帯 等



- 個人・世帯の実態が把握できていない
(対象者リスト、支援等の進捗管理等もない)
- 課題が複雑化・複合化し、縦割りの公的支援では限界
- 地域や社会から孤立→状況悪化→生活の破綻の可能性



今までの体制では相談につながりにくかった方へも、本人の気持ちに寄り添いながら、孤立予防、社会参加や就労支援等の支援を行う。(重層的支援体制整備事業)

≪8050世帯の支援の流れ(一例)≫

身近な相談場所・包括的相談支援事業

地域包括支援センター職員が、妻が亡くなり、食事や家事に困った80代の高齢者からの相談を受け、訪問した際、世帯内に引き込もっている息子を発見した。

高齢者は包括が担当するが、50代の息子については、障がい手帳なく、通院なく、病歴不明にて、担当課へ相談するもつながらず。



これまでは、ここで50代の息子に対して、支援がSTOPしてしまっていた。

地域包括支援センターが、保健師や担当課と相談し、多機関協働担当へ相談する。



多機関協働事業

≪機能≫

- 支援対象者をリスト化
- 関係課・機関による支援会議を開催
→支援方針・役割分担等を調整、チームで支援
- 支援状況の進捗管理

包括・保健師・マイサポで支援チームを組み、支援方針に添って、支援を行う。



アウトリーチ 参加支援 地域づくり



父親は包括が支援をし、養護老人ホームへ入所の手続きを行う。
まいさぼが、アウトリーチで50代の息子に対して支援開始。

保健師が中心になり、障がい手帳に該当しないが、障がい者の作業所の利用(制度の縦割り解消)を本人へ提案、また本人にあった社会参加の場づくりを提案する。(当事者の会など)

令和4年度地域包括支援センター事業評価の結果について

1 概要

平成30年度の介護保険法改正により、地域包括支援センターの機能強化を図るため、市町村及び地域包括支援センターによる評価の実施と、その結果を踏まえて必要な措置を講ずることが義務化され、全国統一で用いる評価指標が策定された。

この指標に基づき行った令和3年度事業の評価結果について報告するもの。

2 評価指標の構成

- (1) 組織・運営体制等 市19項目・センター19項目（うち連携15項目）
- (2) 個別業務 市35項目・センター31項目（うち連携28項目）
- (3) 事業間連携 市5項目・センター5項目（うち連携5項目）

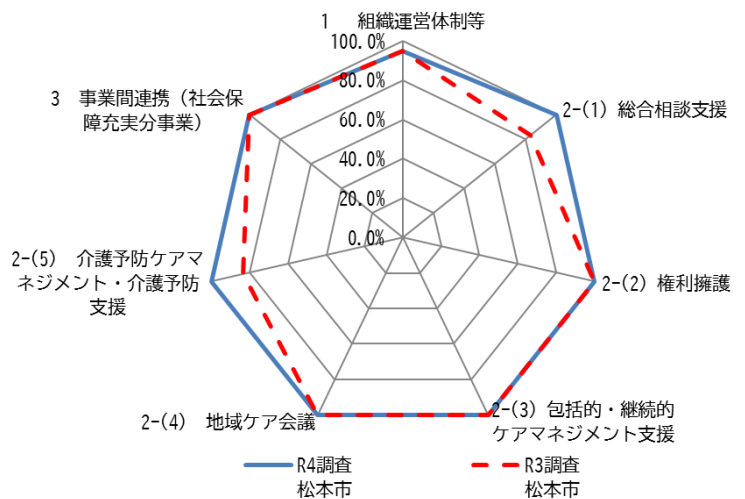
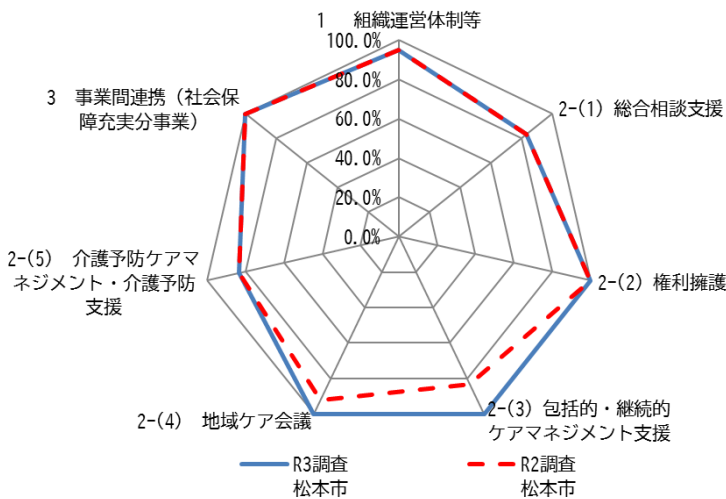
3 評価結果

(1) 【市】

【R3】



【R4】



	R4調査 松本市	R3調査 松本市	R4調査 全国平均
1 組織運営体制等	94.7%	94.7%	84.7%
2-1) 総合相談支援	100.0%	83.3%	85.9%
2-2) 権利擁護	100.0%	100.0%	88.4%
2-3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	100.0%	100.0%	70.0%
2-4) 地域ケア会議	100.0%	100.0%	68.5%
2-5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	100.0%	83.3%	70.2%
3 事業間連携（社会保障充実分事業）	100.0%	100.0%	85.7%

(2) 【市】未改善項目

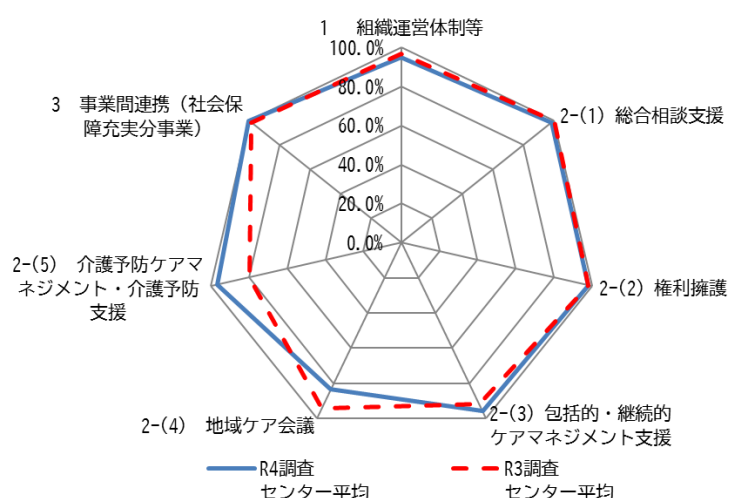
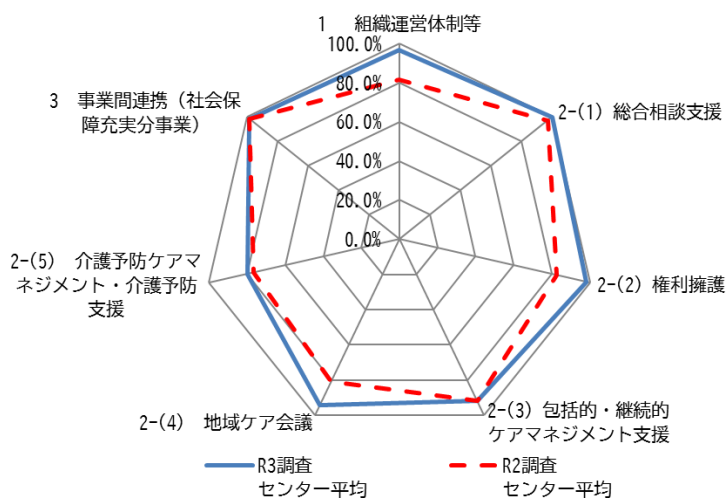
1 組織運営体制等	
Q25	センターにおいて、3職種（それぞれの職種の準ずるものは含まない）が配置されているか。

(3) 【センター平均】

【R3】



【R4】



	R4調査 センター平均	R3調査 センター平均	R4調査 全国平均
1 組織運営体制等	94.7%	96.5%	89.6%
2-(1) 総合相談支援	98.6%	100.0%	91.5%
2-(2) 権利擁護	98.3%	98.3%	91.0%
2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	95.8%	91.7%	82.0%
2-(4) 地域ケア会議	83.3%	94.4%	84.0%
2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	96.7%	80.0%	83.2%
3 事業間連携（社会保障充実分事業）	100.0%	98.3%	86.9%

(4) 【センター平均】未改善項目

1 組織運営体制等	
Q15	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。
Q16	3職種（準ずる者は含まない）について、必要数を配置しているか。
Q18	センターに在籍する全ての職員に対して、センター又は受託法人が、職場での仕事を離れての研修（Off-JT）を実施しているか。
Q25	個人情報持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。
Q27	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。
2-(2) 権利擁護	
Q30	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。
Q40	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等との連携の上、対応しているか。
2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	
Q43	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に、指定居宅介護支援事業所に示しているか。
Q46	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。

令和4年度地域包括支援センター事業評価結果について（連携項目一覧表）

市町村指標		松本市	全国調査結果	センター指標		A 包括	B 包括	C 包括	D 包括	E 包括	F 包括	G 包括	H 包括	I 包括	J 包括	K 包括	L 包括	全国調査結果	留意点		
1 組織・運営体制等																					
(1) 組織運営体制																					
1	Q19	運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達しているか。	○	70.4%	1	Q11	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	94.8%	対象：評価実施年度の運営について、4月末日までに示された運営方針	
2	Q20	年度ごとのセンターの事業計画の策定に当たり、センターと協議を行っているか。	○	76.2%	2	Q11-1	事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。 (Q11で「○」の場合のみ回答する欄です。Q11で「×」の場合は、「×」を選択してください)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	88.2%	対象：評価実施年度の事業計画を策定した際の検討実績	
3	Q21	前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善したか。	○	47.8%	3	Q12	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	96.4%	対象：前年度に開催した運営において意見・指摘を受けた際の対応実績	
4	Q22	市町村とセンターの間の連絡会合を、定期的に開催しているか。	○	87.0%	4	Q13	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	94.4%	対象：前年度	
5	Q23	センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供しているか。	○	96.9%	5	Q14	市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	97.9%	対象：前年度	
					6	Q15	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	85.8%	対象：前年度重点業務を定めた検討の記録が残されている場合には満たすものとする。	
6	Q24	センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種の配置を義務付けているか。	○	92.1%																対象：評価実施年度の4月末時点	
7	Q25	センターにおいて、3職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）が配置されているか。	×	74.0%	7	Q16	3職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）を配置しているか。	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×	○	×	61.3%	対象：評価実施年度の4月末時点
8	Q26	センターの3職種（準ずる者含む）一人当たり高齢者数（圏域内の高齢者数/センター人員）の状況が1,500人以下であるか。	○	61.6%																対象：評価実施年度の4月末時点	
9	Q27	センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。	○	50.3%	8	Q17	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	70.9%	対象：評価実施年度の4月末までに示された研修計画
					9	Q18	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修（Off-JT）を実施しているか。	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	79.9%	対象：前年度主催者、研修内容、時間数は問わない。
10	Q28	センターに対して、夜間・早朝の窓口（連絡先）の設置を義務付けているか。	○	76.5%	10	Q19	夜間・早朝の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	70.4%	対象：前年度窓口設置のほか、携帯電話への転送でも設置とみなす
11	Q29	センターに対して、平日以外の窓口（連絡先）の設置を義務付けているか。	○	79.4%	11	Q20	平日以外の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	74.2%	対象：前年度窓口設置のほか、携帯電話への転送でも設置とみなす
12	Q30	市町村の広報紙やホームページなどでセンターの周知を行っているか。	○	96.5%	12	Q21	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	97.4%	対象：前年度
13	Q31	介護サービス情報公表システムにおいて、センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。	○	84.8%																対象：前年度	
平均点数・個数		12	9.9	平均点数・個数		12	11	11	12	12	11	10	10	11	11	12	11	10.1			
平均点数・%		92.3%	76.4%	平均点数・%		100.0%	91.7%	91.7%	100.0%	100.0%	91.7%	83.3%	83.3%	91.7%	91.7%	100.0%	91.7%	84.3%			

市町村指標		松本市	全国調査結果	センター指標												A 包括	B 包括	C 包括	D 包括	E 包括	F 包括	G 包括	H 包括	I 包括	J 包括	K 包括	L 包括	全国調査結果	留意点
(2) 個人情報の保護																													
14	Q32	個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターに示しているか。	○	94.5%	13	Q22	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	93.4%	対象：前年度	
15	Q33	個人情報が漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示しているか。	○	84.2%	14	Q23	個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	90.4%	対象：前年度	
					15	Q24	個人情報保護に関する責任者(常勤)を配置しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	94.4%	対象：前年度	
					16	Q25	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	73.1%	対象：前年度 持出しや開示に備え、個人情報の取り扱いについて整理のうえデータ又は書面を整備し、持出し・開示時に適正に処理されている場合に満たすものとする。	
16	Q34	センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策を指示・助言しているか。	○	90.6%																							対象：前年度 前年度に実績がない場合、指示・助言できる体制を整備している場合に満たすものとする。		
平均点数・個数		3	2.7	平均点数・個数		4	4	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3.5			
平均点数・%		100.0%	89.8%	平均点数・%		100.0%	100.0%	100.0%	75.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	87.9%			
(3) 利用者満足の上																													
17	Q35	苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	○	85.1%	17	Q26	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	96.7%	対象：前年度	
18	Q36	センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	○	96.4%	18	Q27	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	96.8%	対象：前年度 センターが受けた相談内容を市町村との間で共有する体制を評価するもの。 介護サービスに関する相談には、介護に関する幅広い相談や苦情も含む。	
19	Q37	相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	○	81.8%	19	Q28	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	96.1%	対象：前年度	
平均点数・個数		3	2.6	平均点数・個数		3	3	3	3	3	3	3	3	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2.9			
平均点数・%		100.0%	87.7%	平均点数・%		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.5%			
1	組織運営体制等 計 点数：個数		18	15.3	1	組織運営体制等 計 平均点数：個数		19	18	18	18	19	18	17	16	18	18	19	18	19	18	18	19	18	18	16.5			
1	組織運営体制等 計 点数：%		94.7%	84.7%	1	組織運営体制等 計 平均点数：%		100.0%	94.7%	94.7%	94.7%	100.0%	94.7%	89.5%	84.2%	94.7%	94.7%	100.0%	94.7%	94.7%	100.0%	94.7%	94.7%	94.7%	89.6%				
センター平均															94.7%														

市町村指標		松本市	全国調査結果	センター指標													A 包括	B 包括	C 包括	D 包括	E 包括	F 包括	G 包括	H 包括	I 包括	J 包括	K 包括	L 包括	全国調査結果	留意点		
2 個別業務																																
(1) 総合相談支援業務																																
20	Q38	市町村レベルの関係団体（民生委員等）の会議に、定期的に参加しているか。	○	85.5%																												対象：前年度
					20	Q29	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		95.0%	対象：前年度			
21	Q39	センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか。	○	53.6%	21	Q30	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。	○		○		○	×	○		○		○		○		○		○		○		77.4%	対象：前年度 相談事例の終結条件とは、受けた相談の進捗管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めること			
22	Q40	センターにおける相談事例の分類方法を定めているか。	○	90.8%	22	Q31	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		94.9%	対象：前年度			
23	Q41	1年間におけるセンターの相談件数を把握しているか。	○	98.4%	23	Q32	1年間の相談件数を市町村に報告しているか。	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		98.6%	対象：前年度			
24	Q42	センターからの相談事例に関する支援要請に対応したか。	○	96.2%	24	Q33	相談事例解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村からの支援があったか。	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		96.3%	対象：前年度			
25	Q43	センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握しているか。	○	90.6%	25	Q34	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		86.8%	対象：前年度			
平均点数・個数			6	5.2	平均点数・個数			6	6	6	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5.5					
平均点数・%			100.0%	85.9%	平均点数・%			100.0%	100.0%	100.0%	83.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	91.5%					
センター平均													98.6%																			
(2) 権利擁護業務																																
26	Q45	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。	○	82.5%	26	Q36	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		85.0%	対象：前年度			
27	Q46	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有しているか。	○	93.4%	27	Q38	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		97.5%	対象：前年度			
28	Q47	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	○	95.2%	28	Q39	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		97.0%	対象：前年度			
29	Q48	消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っているか。	○	82.5%	29	Q40	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	○		○		○		○		○		○	×	○		○		○		○		91.4%	対象：前年度 相談内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に満たすものとする。			
					30	Q41	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		84.2%	対象：前年度			
平均点数・個数			4	3.5	平均点数・個数			5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4.6					
平均点数・%			100.0%	88.4%	平均点数・%			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	80.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	91.0%					
センター平均													98.3%																			

市町村指標		松本市	全国調査結果	センター指標													A 包括	B 包括	C 包括	D 包括	E 包括	F 包括	G 包括	H 包括	I 包括	J 包括	K 包括	L 包括	全国調査結果	留意点					
(4) 地域ケア会議																																			
36	Q55	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、センターに示しているか。	○	69.3%	37	Q48	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	84.6%	対象：評価実施年度の4月末時点							
37	Q55-1	地域の医療・介護・福祉等の関係者に、策定した地域ケア会議の開催計画を周知しているか。 (Q55で「1」(○)の場合のみ回答する欄です。Q55で「×」の場合は、「×」を選択してください。)	○	57.7%																											対象：評価実施年度の4月末時点				
38	Q56	センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して周知しているか。	○	69.4%	38	Q49	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	81.6%	対象：評価実施年度の4月末時点 センター職員・会議参加者・地域の関係機関にデータ又は紙面で周知している場合に満たすものとする。							
39	Q59	センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加しているか。	○	88.9%	39	Q50	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	90.8%	対象：前年度							
40	Q61	地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	○	87.9%	40	Q53	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	80.6%	対象：前年度							
41	Q62	センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応しているか。	○	79.3%	41	Q54	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	88.7%	対象：前年度							
42	Q63	地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	○	79.6%	42	Q55	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	85.0%	対象：前年度							
43	Q64	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	○	69.8%	43	Q56	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	○	○	○	×	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	81.8%	対象：前年度 会議の場で検討するだけでなく、その後の経過をモニタリングする仕組みを評価するもの							
44	Q65	生活援助の訪問回数の多いケアプラン（生活援助中心のケアプラン）の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保しているか。	○	61.9%																											対象：前年度				
45	Q67	センター主催の地域課題に関して検討する地域ケア会議に参加しているか。	○	75.4%	44	Q51	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	73.0%	対象：前年度							
46	Q68	センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか。	○	87.2%	45	Q57	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	90.1%	対象：前年度							
47	Q69	センター主催及び市町村主催も含めた、地域ケア会議の検討内容をとりまとめて、住民向けに公表しているか。	○	15.6%																											対象：前年度				
48	Q70	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言しているか。	○	49.0%																															
平均点数・個数		13	8.9	平均点数・個数		9	9	9	8	5	9	4	1	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	7.6								
平均点数・%		100.0%	68.5%	平均点数・%		100.0%	100.0%	100.0%	88.9%	55.6%	100.0%	44.4%	11.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	84.0%								
センター平均													83.3%																						

	市町村指標	松本市	全国調査結果	センター指標	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	全国調査結果	留意点	
					包括	包括	包括	包括	包括	包括	包括	包括	包括	包括	包括	包括			
(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援																			
49	Q71	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターに周知しているか。	○	70.1%	46	Q58	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	81.7%	対象：評価実施年度の4月末時点
50	Q72	センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	○	84.8%	47	Q59	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	96.2%	対象：前年度
51	Q73	利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。	○	37.7%	48	Q60	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	58.5%	対象：前年度手帳に限らず利用者自身のセルフマネジメントに資する手法が市から提示され、それを活用している場合に満たすものとする。
52	Q74	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターに明示しているか。	○	66.3%	49	Q61	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	85.2%	対象：評価実施年度の4月末時点
53	Q75	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の方針をセンターに対して明示しているか。	○	66.0%	50	Q62	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	94.5%	対象：評価実施年度の4月末時点
54	Q76	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握しているか。	○	96.5%															対象：前年度
平均点数・個数		6	4.2	平均点数・個数		5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4.2		
平均点数・%		100.0%	70.2%	平均点数・%		100.0%	80.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	80.0%	83.2%		
センター平均 96.7%																			
2 個別業務 計 点数：個数		35	26.0	2 個別業務 計 平均点数：個数		31	30	31	29	27	31	25	20	31	31	31	30	26.7	
2 個別業務 計 点数：%		100.0%	76.6%	2 個別業務 計 平均点数：%		100.0%	96.8%	100.0%	93.5%	87.1%	100.0%	80.6%	64.5%	100.0%	100.0%	100.0%	96.8%	86.4%	
3 事業間連携（社会保障充実分事業）																			
55	Q77	医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っているか。	○	74.3%	51	Q63	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	78.9%	対象：前年度
56	Q78	医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っているか。	○	81.4%	52	Q64	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	91.0%	対象：前年度
57	Q79	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	88.1%	53	Q65	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	84.5%	対象：前年度
58	Q80	認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	92.6%	54	Q66	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	89.0%	対象：前年度
59	Q81	生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	92.2%	55	Q67	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	90.9%	対象：前年度
3 事業間連携 計 平均点数・個数		5	4.3	3 事業間連携 計 平均点数・個数		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4.3		
3 事業間連携 計 平均点数・%		100.0%	85.7%	3 事業間連携 計 平均点数・%		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	86.9%		
センター平均 100.0%																			